

農地法第3条許可 申請書類一覧

大津市農業委員会

申請書類		部数
1 農地法第3条の規定による許可申請書【様式例第1号の1】	1～2ページ	
2 農地法第3条の規定による許可申請書（別添）	3～6ページ	
3 農地法第3条申請に係る理由書		
4 誓約書【様式1】		
5 営農計画書（新規・拡大）【参考様式F】 ※新規営農または現在下限面積以下の時		
6 圃場整備が実施されている区域内の農地の土地改良事業主体との調整を了としたことを証明する書面 ※圃場整備区域内の農地の時		
添付書類 4から6は必要に応じて添付		1部
1 申請土地の全部事項証明書（登記：原本）【法務局】 ※3ヶ月以内に発行されたもの		
2 申請土地の位置図（S=1：2,500程度） ※都市計画図が原則：市役所都市計画課（本館3階）でお買い求めください。		
3 申請土地の現地写真		
4 登記名義人と申請者が異なる場合には、真正な権利者であることを証する書面 ※住所が違っている場合は住民票等の添付等		
5 譲受(借)人の他市町村の農業委員会の耕作証明書		
6 農地復元計画書（様式任意） ※申請の農地が耕作放棄等により原野化等しているような場合には、農地への復元方法について、詳細に記載したものがが必要です。		

【注意事項】

- ① 農地法による許可申請は毎月16日（土日祝日の場合は翌開庁日）の17時が締切りです。
なお、それ以外でも大型連休前、年末年始の前などには、受付締切日が変更となる場合があります。
- ② 申請土地の状況に応じて、上記以外の書類の添付をお願いすることがあります。
- ③ 農地は、現在権利を有している面積と新たに取得しようとする面積の合計が農地法で定める面積以上（いわゆる下限面積）でないと取得できません。
- ④ 農地を取得した場合、農地を荒廃させることなく効率的に利用して耕作を行い、取得後3年間は転用または転売等しないことが条件になります。

【ご相談は】大津市農業委員会事務局（大津市役所新館6階）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2680 FAX 077-523-1280

E-mail otsu2200@city.otsu.lg.jp